

第四百十九号議案

墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例の一部を改正する条例
墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第二百五号）の一部を次のように改正する。
第三条第二号中「第五条第一項の主たる事務所又は同法第五十九条第一項の従たる」を「第五十二条第二項又は第五十三条の規定により登記された」に改める。

附 則

この条例は、令和四年九月一日から施行する。

（提案理由）

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行による宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。